

議案第91号

西脇多可行政事務組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、西脇多可行政事務組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月7日

多可町長 吉 田 一 四

西脇多可行政事務組合同規約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条第2号中の「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「農業共済事業」を「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

西脇多可行政事務組合同規約の一部を改正する規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>農業保険法（昭和22年法律第 185号）に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業の事務に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>農業災害補償法（昭和22年法律第 185号）に基づく農業共済事業の事務に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>